

○医学会海外留学奨学金制度内規

(目的)

第1条 この内規は、聖マリアンナ医科大学医学会細則第6条に基づき、その運用に関する必要事項を定めることを目的とする。

(海外留学奨学金給付対象者)

第2条 海外留学奨学金（以下、奨学金という）の給付を受けることができる会員（以下、奨学生という）は、聖マリアンナ医科大学医学会（以下、本会という）会費を納入し、医学研究を目的に海外に留学を予定している者とする。

(海外留学奨学金等)

第3条 奨学金は、総額上限を120万円とし給付する。

2 奨学金の給付を受けた会員は、帰国後、聖マリアンナ医科大学雑誌または Journal of St. Marianna University に留学体験記事を投稿あるいは学術集会で留学体験発表を行うこととする。

(願書の提出)

第4条 奨学金給付を希望する者は、所属する講座の長の推薦状、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、本会会長宛に提出するものとする。

2 申請書類の受理は、原則として毎年11月に行う。

(奨学生選考委員会)

第5条 奨学生を選考するために、奨学生選考委員会（以下、委員会という）を置く。

2 委員会は、以下にあげる委員をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 総務・会計委員会委員長（副会長）
- (3) 学術集会委員会委員長と同委員会より他1名
- (4) 雑誌編集委員会委員長と同委員会より他1名
- (5) 会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条第2号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

附則

平成27年度委員の任期は平成29年3月末とする。
この内規は、平成27年6月29日から施行する。

附則

この内規の改正は、令和2年11月18日から施行する。